

別紙

摂食障害治療支援センター設置運営事業実施要綱（民間団体分）

1. 事業の目的

神経性無食欲症や神経性大食症などの摂食障害（以下「摂食障害」という。）については、これまで、公的機関における相談・指導や知識の普及、摂食障害に起因する身体合併症を含めた医療の提供、障害者総合支援法に基づいた各種サービスの提供等による支援を行ってきたところであるが、摂食障害の治療においては、患者へのカウンセリングや、患者の家族が摂食障害について理解することが必要不可欠である。また、患者へのカウンセリング、患者の家族への支援、栄養療法・栄養管理などを一体的に行う医療機関が必ずしも多くないのが現状である。

さらに、摂食障害はその疾病の特性上、身体合併症状があり、生命の危険を伴うことがあるため、総合的な救急医療体制が必要となる。

このような現状を踏まえ、精神科又は心療内科外来を有する救急医療体制が整備された総合病院のうち、5か所を「摂食障害治療支援センター」（以下「支援センター」という。）として設置し、急性期における摂食障害患者への適切な対応、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、摂食障害についての助言・指導や地域における摂食障害に関する普及啓発等を試行的に実施し、摂食障害についての知見を集積するとともに、摂食障害についての治療・研究を専門的に行っている医療機関のうち1か所を「摂食障害全国基幹センター」として指定し、当該医療機関において、集積した知見の評価・検討を行うことで、摂食障害の治療プログラムや支援ガイドラインの開発及び支援体制モデルの確立を行うことを目的とする。

2. 補助対象事業

実施要綱に定める事業を実施する団体を、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価検討会による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

3. 実施主体

競争により選定した民間団体とする。

4. 事業の内容等

(1) 摂食障害全国基幹センターの役割

実施主体となる民間団体（以下「基幹センター」という。）は、摂食障害治療支援に関する統括機関として、支援センターの総括及び摂食障害対策に係る以下に掲げる事項について適切に執り行うこと。

① 全国摂食障害対策連絡協議会の設置

基幹センターは、事業の実施に際して、有識者等で構成する全国摂食障害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

i) 協議会の構成

協議会は、以下の構成で執り行う。なお、事務局は基幹センターで執り行う。

- | | |
|----------------------|----------|
| ア 摂食障害治療を専門的に行っている医師 | 5名 |
| イ 摂食障害治療支援センター職員 | 10名（各2名） |
| ウ 厚生労働省職員 | 3名 |

※ 摂食障害対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。

ii) 協議会の役割

協議会は、基幹センターにおける事業計画の策定や、基幹センター及び支援センターの報告を受け、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、基幹センター及び支援センターに対し提言等を行う。

② 基幹センターの業務

基幹センターは、協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に以下に掲げる業務について実施する。

- i) 摂食障害患者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- ii) 支援センター等への助言・指導及び連携・調整
- iii) 摂食障害治療支援コーディネーター等に対する研修の実施
- iv) 摂食障害対策に関する普及啓発
- v) 支援センターで集積したデータに基づく分析・評価

- vi) 摂食障害治療モデルの研究・開発
- vii) 摂食障害患者及びその家族への支援体制モデルの研究・開発
- viii) 協議会の運営
- ix) その他摂食障害対策に必要な事項

③ 摂食障害治療支援センターとの連携

基幹センターは、支援センターと密接に連携を図り、情報を共有するとともに、必要に応じ、支援センターへの助言・指導を適切に行うこと。

(2) 事業計画、事業実績報告及び最終報告

基幹センターは、事業実施計画及びその状況等について、以下のとおり行うこと。

① 事業計画

基幹センターの設置計画、事業実施計画については、別紙様式1により初年度の6月末までに提出する。

② 実績報告

基幹センターは、協議会での基幹センターの事業実施状況の検証結果等を踏まえ、事業実績報告として別紙様式2を作成し、検証に用いたデータ等を添付して毎年度3月末までに提出する。

③ 最終報告

事業完了年度については、上記と併せて最終報告を別紙様式3により作成し、当該事業の総括的な検証に基づいた報告書及び根拠となるデータ等を添付して提出する。

④ 事業計画、事業実績報告、最終報告の審査

提出された事業計画、事業実績報告、最終報告については、国が設置する本事業評価機関で審査するものとし、基幹センターにおいては、評価機関に対する説明を行うものとする。

5. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、摂食障害患者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

6. 費用の支弁

本事業に要する費用は、基幹センターが支弁するものとする。

ただし、協議会構成員のうち、支援センター職員及び厚生労働省職員の交通費や滞在にかかる費用については、当該者の負担とする。

7. 経費の補助

国は基幹センターが事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、基幹センターは、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。

8. その他

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。